不動産の売買契約書の印紙税額（第1号の1）

記載金額	本則	軽減（令和9年3月31日までに作るもの）
1万円未満	非課税	非課税
1万円以上10万円以下	200円	200円
10万円超50万円以下	400円	200円
50万円超100万円以下	1,000円	500円
100万円超500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超1000万円以下	10,000円	5,000円
1000万円超5000万円以下	20,000円	10,000円
5000万円超1億円以下	60,000円	30,000円
1億円超5億円以下	100,000円	60,000円
5億円超10億円以下	200,000円	160,000円
10億円超50億円以下	400,000円	320,000円
50億円超	600,000円	480,000円
金額の記載のないもの	200円	200円

消費税額を分けて書いた契約書は、税抜の金額で判定します。不動産の売買契約書は売主と買主の両方が納税義務者で、仲介人が持つ1通も課税されます。軽減措置は変更契約書や補充契約書にも当たります。

売買の種類ごとの扱い

契約書	号	収入印紙
土地・建物の売買契約書	第1号の1	記載金額による（軽減あり）
建売住宅の売買契約書	第1号の1	記載金額による（軽減あり）
商品や物品の売買契約書（1回の取引）	なし	不要
カタログや見本で注文する製品の注文請書	なし	不要（物品の売買）
注文者の設計で作る機械・家具・車両などの契約書	第2号	記載金額による（請負）
継続して売り買いする基本契約書（単価や支払方法を決めるもの）	第7号	4,000円

国税庁 No.7101 不動産の譲渡等に関する契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7101.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税「請負と売買の判断基準(1)」（12/01）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/12/01.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税「物品販売の注文請書」（12/11）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/12/11.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7104 継続的取引の基本となる契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7104.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税「土地売買契約書」（08/02）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/08/02.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7108（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7108.htm、2026年11月11日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）